

令和3年度つくば市予算編成方針

内閣府が公表した令和2年9月の月例経済報告では、国は経済情勢について、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」との判断を示した。また、「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、経済財政運営と令和3年度予算編成に向けた考え方は、当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行い、あわせて「新たな日常」の実現に向けた動きを加速するとしている。

当市においては、これまでつくばエクスプレス沿線開発の進展と人口増加により、個人市民税や固定資産税等の歳入が堅調に推移してきた。また、保育環境の充実や放課後児童対策、医療や高齢者に対する地域包括支援等の福祉事業、防災・防犯体制の強化への取組み等、市民生活に必要な事業を滞りなく実施してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う所得や収益の減により、今後は税収が大幅に減少する。さらに、児童生徒の急増に対応した学校建設、高エネ研南側未利用地への対応など、大規模事業が令和3年度から令和5年度にわたり行われるため、この3か年が特に厳しい財政状況となる。

このような状況下においても、市民の生活や雇用を守り、市民が安心・安全を実感できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や地域の経済対策など、時期を逸することなく確実に進めていく。さらに、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という包摂の精神のもと、「世界のあしたが見えるまち」の実現を目指し、次に掲げる項目を基本的な方針として予算を編成する。

1 予算編成の基本的な考え方

令和3年度の予算編成では、新型コロナウイルス感染症の影響を的確に見通すことが困難な中、必要な事業を実施するために、要求額にマイナスシーリングを設定する。編成に当たっては、職員一人ひとりが財政状況に危機意識を持ち、環境の変化に適切に対応しながら、事業の必要性や費用対効果の検証、実施手法の改善等に、知識や経験を最大限に発揮し、既存事業の大胆かつ抜本的な見直しを行い、財源を確保する。

また、新型コロナウイルス感染症拡大は、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、感染症防止対策や新しい生活様式への対応など新たな課題を生じさせた。当市は、これら課題に対応しながら、つくば市未来構想に掲げる2030年の未来像の実現に向け、つくば市戦略プランにおける施策を推進する。

2 予算要求の基本的留意事項

令和3年度は、前年度に引き続き個別査定方式による予算編成とする。

税込の減少等による大幅な歳出超過が見込まれるため、各部等は、「選択と集中」の観点に立って、最小の経費で最大の効果を上げることを基本とした予算要求をすること。

- (1) 歳出については、原則として令和2年度当初予算額を下回る要求とすること。なお、一部の科目についてはマイナスシーリングを設定して要求額の上限を定めるので、以下に留意したうえで経費を精査すること。
 - ①既存事業については全事業をゼロベースの視点で厳しく検証し、特に所期の目的が達成された事業、事業開始後長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、縮小を徹底すること。
 - ②新規・拡充事業については、目的、必要性及び費用対効果等について十分に精査し、ランニングコスト等が後年度の財政負担にならないよう留意すること。また、財源については、既存事業を削減するなど、事業費を確保すること。
- (2) 国・県の補助事業については、予算編成の動向や制度改正の情報収集に努め、積極的かつ確実に財源を確保すること。
- (3) 受益者負担については、非受益者との公平性の確保という観点から適正化を図り、定期的な見直しを実施すること。
- (4) 補助金等については、過去の経緯にとらわれず、公益性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などを十分に検証し、既に事業目的を達成したものは廃止し、それ以外のものは、補助額の引き下げを積極的に行うこと。
- (5) 市主催イベント等については、感染拡大リスク等を十分検証したうえで、規模や実施手法を見直すなど、真に必要なもののみ予算を要求すること。
- (6) 働き方改革を推進するため、業務改善による行政の軽量化及び効率化を図ること。また、民間活力の導入についても積極的に検討すること。
- (7) 施設の維持補修等については、つくば市公共施設自主点検マニュアルにおける施設改修履歴票（カルテ）を活用し、優先順位を設定して計画的に進めること。
- (8) 行政評価の結果を十分踏まえ既存事業を見直し、適切に積算すること。
- (9) 決算を踏まえ、事業の効果を十分に精査するとともに、決算審査及び決算特別委員会における提言を反映するなど、決算額と乖離のない予算を要求すること。
- (10) 職員提案等による有効な施策については、その実現を図ること。
- (11) 特別会計、公営企業会計に対する一般会計からの負担については、原則として繰出基準に基づくもののみとし、それぞれの会計において収入の確保と徹底した経費の削減を図り、経営の健全化に最大限の努力を払うこと。